

公的年金の実施組織が自ら行う業務と外部委託を進める業務

公的年金は給付と負担の間に強い結びつきがあることから、超長期にわたる記録管理を行いつつ、一連の業務として実施されている適用→徴収→相談→給付の業務が、運営主体の責任の下に円滑に実施されることに留意する必要がある。

また、こうした公的年金の業務の中には、公権力の行使や権利義務の具体的な確定など、国として行うべき業務がある。

こうした点を踏まえた上で、自ら行う業務(コア業務)と外部委託を進める業務(非コア業務)を整理しつつ、外部委託を積極的に進める。

分野	自ら行う業務(コア業務)	外部委託を進める業務(非コア業務)
業務管理	総務・人事・会計・広報・研修、年金事業全般の企画・立案、事務局長・事務所の指導・監査等	
適用(資格の得喪)	届出の確認・受理 被保険者資格の確定 立入調査、職権適用等	未適用事業所の把握 加入勧奨(文書・電話等) 巡回説明、加入指導 入力・確認
徴収	届出の確認・受理 保険料額の決定・収納 強制徴収(督促対象者の決定、財産調査、 差押の決定、財産差押・換価処分)等	告知書、催告状発送、 納付督促(電話督促・戸別訪問・呼び出し)
相談	権利義務の確定に結びつく相談等	一般的な相談、電話相談
給付	申請の確認・受理 給付の審査・裁定 年金額改定等の審査・決定等	通知書等の作成・発送、 入力・確認
記録管理	記録の作成・管理 システムの企画・開発管理・運用管理等	ソフト開発 システム運用、保守管理

定員削減計画について

1. 現行の定員削減計画の概要

- 「新たな府省の編成以降の定員管理について」（平成12年7月18日閣議決定）において平成13年1月5日時点の定員に対して、平成13年1月6日から平成23年3月31日までの10年間（以下「計画期間」という。）で少なくとも10%の定員削減を実施するものとされている。
- 計画期間のうち平成13年1月6日から平成18年3月31日までの間において、計画削減として厚生労働省が行う削減目標数は、下記のとおり。

【年度別削減目標数（新定員削減計画）】

(人)

区 分	総 数	13'	14'	15'	16'	17'
厚生労働省	(3, 883) 4, 484	898	898	896	(595) 896	(596) 896
厚生労働省 (社保を除く)	(2, 762) 3, 363	673	674	672	(371) 672	(372) 672
社会保険庁	1, 121	225	224	224	224	224

(注1) 総数の合計 4, 484人は、平成13年4月移行の独立行政法人の削減目標数（6人）を除く数である。

(注2) () 書きは、国立病院の独立行政法人化分を除く数である。

○定員削減計画は、各省庁について一定の算定方法で課した「削減数」であり、これに対して、強化すべき業務への「増員」がされるため、「純減数」は、削減数から増員数を差し引いた数となる。

【平成13年度以降の年度末定員の推移】

(人)

区 分	13'	14'	15'	16'	17'
厚生労働省	99,998	99,686	99,260	55,526	55,319
内 社会保険庁	17,354	17,542	17,506	17,466	17,365
定員削減計画	△225	△224	△224	△224	△224
合理化等の削減	—	△16	△80	△110	△233
増員査定	211	428	268	294	356
対前年度の増減	△14	188	△36	△40	△101

(注1) 増員査定については、事務の効率化及び合理化減の振替増を含む。

(注2) 14'の査定については、国民年金事務の見直しに伴った増員を含む。

2. 平成18年度以降の計画について

○「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、「平成17年度から平成21年度までの5年間に平成16年度末定員の10%以上を削減することを目指す。このため、平成17年夏に定員削減計画を改定する。」とされており、平成18年度から21年度までの4年間の計画が、本年夏に閣議決定により定められる予定。

今夏策定の政府の定員削減計画と年末策定予定の社会保険庁の人員削減計画との関係

